

2019年2月1日

各位

株式会社 北海道銀行

「個人向け国債 現金プレゼントキャンペーン」の取扱期間延長について

北海道銀行（頭取 笹原 晶博）は、2019年1月まで取り扱っていた「個人向け国債 現金プレゼントキャンペーン」につきまして、お客さまにご好評いただいていることから、2019年2月28日（木）まで取扱期間を延長することといたしました。

本キャンペーンは、期間中に募集される個人向け国債をご購入いただいた個人のお客さまを対象にご購入金額に応じて現金をプレゼントするものです。

この機会に、資産運用をご検討中の多くのお客さまにご利用いただけますよう、お待ち申し上げます。

記

<キャンペーン概要>

| | |
|-----------|--|
| 対象商品 | 個人向け国債（固定3年・固定5年・変動10年） |
| 取扱期間 | 2019年2月7日（木）～2019年2月28日（木） |
| 対象者 | 対象の個人向け国債を、1回のお申込で100万円以上ご購入いただいた個人のお客さま。 ※インターネットバンキングでのお申込も対象となります。 |
| プレゼント対象取引 | ・購入金額100万円毎に現金1,000円プレゼントいたします（プレゼント金額の上限なし）。 ・キャンペーン期間中に1回の申込が100万円以上購入した分の合計金額で算定いたします。 ※キャンペーン期間中に売却した個人向け国債の額面金額は差し引きます。 |
| プレゼント方法 | ・2019年4月中旬を目途にお客さまの債券指定預金口座にお振込みいたします。 ※プレゼント実施までに指定預金口座をご解約されている場合（相続手続きを含む）は、対象外となります。 |

当行では、今後ともお客さまのご要望にお応えし、心からご満足いただける質の高いサービスで、道内ベストバンクを目指します。

以上

【本件に関する照会先】

北海道銀行 リテール推進部 大泉・渡辺 TEL 011-233-1267
広報CSR室 小山・西東 TEL 011-233-1005

【個人向け国債についての留意事項】

- ・個人向け国債は預金ではありません。また預金保険の対象ではありません。
- ・当該債券の利払時期に応じて、買取・中途換金のできない期間があります。また、いったん約定が成立したお取引は取消や内容の変更ができません。
- ・個人向け国債のご購入にあたっては、購入対価のみのお支払いとなります。
- ・個人向け国債のお取引は、クーリングオフの対象にはなりません。
- ・個人向け国債は発行から1年間、原則として中途換金はできません。なお、保有者ご本人がお亡くなりになった場合、または災害救助法の適用対象となった大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、発行から1年以内であっても中途換金が可能です。
- ・個人向け国債を中途換金する際、以下により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれることとなります。
 - 変動 10年：直前 2 回分の各利子（税引前）相当額×0.79685
 - 固定 5年：2 回分の各利子（税引前）相当額×0.79685
 - 固定 3年：2 回分の各利子（税引前）相当額×0.79685
- ・個人向け国債をご購入の際は、「契約締結前交付書面」の内容をよくお読みください。

商号等 株式会社 北海道銀行

登録金融機関 北海道財務局長(登金)第1号

加入協会 日本証券業協会 ・ 一般社団法人金融先物取引業協会